

次期淡海子ども・若者プラン(原案)に対して出された意見・情報 とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果について

平成26年12月22日(月)から平成27年1月21日(水)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「次期淡海子ども・若者プラン(原案)」についての意見・情報の募集を行った結果、5人・団体(市町を含む)の方から、14件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものととなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項 目	件数
第1 計画の策定について	2件
第2 子ども・若者をめぐる主な現状と課題	2件
第3 子ども・若者育成支援の基本的な考え方	
1 基本理念	
2 基本的視点	
第4 具体的な施策の推進	
1 子どもの人権を尊重し、社会全体で「子育て」「子育ち」を支える意識の醸成	1件
2 子どもを安全・安心に生み育て、子どもの育ちを支えることができる社会環境づくり	4件
3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支える施策の推進	2件
第5 プランの推進について	
1 それぞれが果たす役割	1件
2 計画の推進体制	
3 点検評価・進行管理・計画の見直し	
その他	2件
合 計	14件

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
第1 計画の策定について			
(1) 計画策定の背景と趣旨			
1	2	「母子及び寡婦福祉法」は「母子及び父子ならびに寡婦福祉法」に修正されたい。	該当箇所は法改正について記載しており、改正の対象となった法律が「母子及び寡婦福祉法」であるため、原案どおりとします。
2	2	19行目～25行目の一文が長すぎる。	ご意見を踏まえて、次のとおり修正します。 【修正前】 「社会生活を円滑に営む上で…取組が進められるとともに、平成26年…法律が成立しました。」 【修正後】 「社会生活を円滑に営む上で…取組が進められています。また、平成26年…法律が成立しました。」
第2 子ども・若者をめぐる主な現状と課題			
子どもを生み育てる			
(1) 少子化の進行			
3	15	「3歳児の受入れを行っていない幼稚園における利用ニーズへの対応が課題」とあるが、数値目標を見ると、3歳以上の幼稚園利用児童数として「市町村の計画による」との記載のみである。 県としてもう少し積極的に3歳児に限定した取組を検討してはどうか。3歳以上の数字を「3歳児」「4・5歳児」に区分して市町村別に公表するだけで効果はあると思われる。	県民政策コメント実施時点で「市町支援事業計画による」としている目標値については、市町の計画数値を集計したうえで、最終的には、県の目標値として具体的数値を記載します。 市町にあつては、ニーズ調査を実施し、そのニーズに対応する計画を策定することとなっています。ご意見をいただいた3歳児の利用ニーズについても含まれており、県として市町計画の着実な推進を支援していくこととしています。 なお、指標については、子ども・子育て支援法の認定区分に合わせているため、原案どおりとします。
ひとり親家庭			
(1) 子育てと仕事を両立しながら自立を目指す就業支援・生活支援			
4	54	「母子家庭・父子家庭の就業状況」は「ひとり親家庭の就業状況」に修正し、表現を統一すべき。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「母子家庭・父子家庭の就業状況」 【修正後】 「ひとり親家庭の就業状況」
第4 具体的な施策の推進			
1 子どもの人権を尊重し、社会全体で「子育て」「子育て」を支える意識の醸成			
5	72	「…人権に深いかわりのある…」について、「かわり」を「関わり」に修正し、次ページと統一すべき。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「…深いかわりのある…」 【修正後】 「…深い関わりのある…」

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
2 子どもを安全・安心に生み育て、子どもの育ちを支えることができる社会環境づくり			
(1)子育てを切れ目なく支える			
6	76	妊娠、出産についての正しい知識の普及啓発について、妊娠のメカニズムを知らないことや、デートDVなどからくる10代の望まない妊娠などをどう防ぐかという点が不明瞭である。結婚や妊娠はお互いの性を尊重する態度の育成が男女とも必要である。また性と生殖にかかわる自己決定権が侵害されないことが抜けているため加筆されたい。	ご意見のとおり、近年、10代の望まない妊娠の問題などがあり、お互いの性が尊重され、性と生殖にかかわる自己決定権が尊重されることは大切なことと認識しております。ご提案は、施策を推進していく際に留意していきたいと考えていますので、原案どおりとします。
7	88	発達障害に関する専門的な相談支援や早期治療の充実について、専門家に早期に障害者と認定され、望まない治療をされたケースがあった。発達途上の小さい子どもを安易に障害認定することで親が不安定になる面もある。一人ひとり違う発達の仕方をするのは当たり前で、専門家には治療対象ではなく共生の観点で相談を受けてほしいので、そのように明文化してほしい。	ご意見のとおり、一人ひとり違う発達の仕方をする、共生の観点は重要であると認識しており、発達障害のある子どもも含めた「障害のある子ども・家族への支援」の中で、「障害のある子どもの発達支援や家族支援」「相互に人格と個性を尊重しながら共生する地域社会の実現」として記述していますので、原案どおりとします。
(2)子ども・若者の健やかな育ちを支える			
8	95	学校教育において、子どもを生み育てることの意義や家庭を持つことの重要性について理解を深めることについて、上から目線でこうあるべきと唱えても、家族のことで実際に苦しんだり悩んだりする子どもたちの力となるのか疑問に感じる。いろんな家庭があることを前提にしないと、こういう子どもたちをもっと追いつめることになる。 家庭を持つこと、こうあるべきだという記述は踏み込み過ぎと考えるため削除が望ましい。	ご意見のとおり、いろいろな状況にある子どもたちに寄り添い支えることが重要であると考えています。施策を推進していく際に留意していきたいと考えていますので、原案どおりとします。
(4)ひとり親家庭を支える			
9	105	法改正に伴い「母子寡婦福祉資金」を「母子父子寡婦福祉資金」と修正されたい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「母子寡婦福祉資金」 【修正後】 「母子父子寡婦福祉資金」
3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支える施策の推進			
(1)社会的養護の推進			
10	109	無戸籍児への対応について、虐待の有無、アセスメント、関係機関との連携について記載する方がよい。	戸籍の無い人の対応については、現在県において現状把握や課題整理に取り組み、今後の対応を検討しているところです。戸籍の無い子どもについては、不適切な養育環境に置かれている場合があることから、「要保護児童対策地域協議会としての情報共有、支援連携」の中であわせて取り組んでいくこととしており、原案どおりとします。
(3)子どもの貧困対策の推進			
11	127 128	法改正に伴い「母子寡婦福祉資金」を「母子父子寡婦福祉資金」と修正されたい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「母子寡婦福祉資金」 【修正後】 「母子父子寡婦福祉資金」

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
第5 プランの推進について			
1 それぞれが果たす役割			
(6)県民・地域の役割			
12	138	今回のプランをもとに、子どもに関わるすべての人、団体が協力して対策を講じ、子ども・若者を育てることが大切であるため、「…子育てサークルなどの団体が相互に連携し…」を「…子育てサークルや青少年の健全育成に携わる団体が相互に連携し…」と表現する方がよい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「…子育てサークルなどの団体が相互に連携し…」 【修正後】 「…子育てサークルや青少年の健全育成に携わる団体などが相互に連携し…」
その他			
13		全体を通じて、一文に句読点が多い。	必要な箇所について句読点を整理します。
14		子どもたちの健やかな成長と子どもやその親の健康と病気予防のために、受動喫煙の危害防止対策が重要。 乳幼児・保育園・幼稚園の園児の家族に喫煙者が多いとの報告もあり家庭での対策や啓発も重要だが、知識普及・周知のため、小中学校を含め、保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれる。 子どもや保護者、職員、子ども施設の外来者を受動喫煙の危害から守るとともに、子どもたちに禁煙の模範を幼年期より示すために、施設敷地内の全面禁煙や施設外での催し等における禁煙の徹底・遵守をお願いする。 通学路や食堂・レストラン等でたばこの煙から子どもを守る抜本的施策が不可欠。受動喫煙防止条例制定に向けた取組や飲食店等に、受動喫煙の健康リスクについて以下の明示の義務付けが必要で有効と思う。 (1)「環境中たばこ煙は非喫煙者、とりわけに子ども・未成年者・妊産婦に害を及ぼします。」 (2)「受動喫煙のリスクのある場所に子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者は立ち入らないでください。立ち入らせないでください。」 (3)出入口などに「子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者の出入りはしないでください。」	子どもが安全・安心な環境で生まれ育っていくことが重要であり、「安全・安心に子どもを生み育てることができる環境づくり」の「施策の方向性」においても「子どもの健康の確保のための取組の推進」を明記しているところです。 喫煙による健康への影響は、子どもから高齢者まであらゆる場面に及ぶことから、滋賀県では「健康いきいき21-健康しが推進プラン」「健康しが たばこ対策指針」等において、たばこの健康への影響に関する啓発を進めるとともに、未成年者の喫煙防止、受動喫煙防止対策などのたばこ対策に取り組むこととしており、引き続き施策の推進の中で取り組んでまいります。

